

令和4年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

意見提出者 千葉県生活協同組合連合会 専務理事 上山精一

住所 千葉市中央区中央4-13-10-5F

電話 043-224-7753

千葉県行政における県民の食の安全施策に対する日々のご尽力に対し、心から敬意を表します。また、県内で活動する生活協同組合へのご指導ご協力に、心より感謝申し上げます。

令和4年度千葉県食品衛生監視指導計画(案)に対して、以下の通り意見を述べさせていただきます。ご検討をよろしくお願いいたします。

ページ	項目名	意見内容
1	1「基本方針」	食の安全確保は、県民の日々の暮らしを守る重要課題です。「観光立県」として、また人流、物流の拠点となる成田空港や千葉港を擁する県としては、県民だけでなく、国内の食品の安全確保にも適うものと考えます。食品衛生法の改正のもと、基準などが国に一元化されたことにより一層の安全強化が図られるものと期待しております。
3	第3の2「重点監視指導事項」の(1)食中毒予防対策に係る事項	重症化、広域化しやすいノロウイルス、カンピロバクター、O157については、特に丁寧な監視指導を行っていただきたいをお願いします。また加熱不十分な鶏肉の摂食、牛レバー及び豚肉の生食については事業者への監視指導の強化だけではなく、消費者へも継続的な注意喚起をお願いいたします。 また発生件数が増えているアニサキス、ウエルシュ菌、黄色ブドウ球菌についても、その発症の特徴や家庭内の食品管理上の注意点について、広く県民に広報周知を図ってください。HACCPの考え方が食中毒予防対策に役立つものと、広く知られることが重要と考えます。
4	第3の2「重点監視指導事項」の(2)表示に係る事項	アレルギー表示や栄養表示の適正について、監視指導の強化をお願いいたします。アレルギーを持つ消費者にとって「特定原材料」7品目だけでなく、推奨表示である「特定原材料に準ずるもの」28品目及びコンタミネーションに関する情報も重要だと考えます。また健康志向から、カロリーや塩分量などの栄養表示の利活用も進んでいます。不十分な表示のため利用する消費者に影響が無いよう、特に自家製造の小規模事業者などへの丁寧な助言や指導をお願いします。
7	第3の2「重点監視指導事項」の(7)回収食品及び廃棄食品等の処	食品リコール(自主回収)情報の届出制度が始まりました。速やかな回収と公表は、消費者の安全安心につながります。回収後の食品の再利用などの無いよう、廃棄に至るまでの監視をお願いします。また、食品衛生法及び食品表示法に違反しないリコールについては、食品ロスが増えないよう、事業者への助言はもちろん消費者に対する正しい

	理に係る事項	情報提供をお願いいたします。届出が必要ない原料原産地、原材料の順番、栄養成分表示の間違いといった安全性に問題ない場合は、ポップやシールなど簡便な修正が認められていることなど、事業者のみならず消費者にも周知することが必要と考えます。
8	第3の2「重点監視指導事項」の(8)食品衛生法等の改正に係る事項 ア、イ、ウ	<p>食品衛生法の改正についての事業者への周知については、オンライン講習会や動画配信など、多くの事業者が常に学べる施策の継続をお願いします。また新型コロナウイルスの感染が落ち着いた時点で、講習会やリーフレット配布など、オンラインに対応できない事業者向けに対面でおこなう取り組みも並行して開催してください。</p> <p>新たに創設された届出制度により、県内の食品事業者がほぼ把握できるようになりました。「千葉県が把握する事業者」が見える化されることで、消費者の安心感につながります。食品衛生法の改正点については、県民・消費者への説明や周知も併せてお願いいたします。</p>
8	第3の2「重点監視指導事項」の(9)飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理に係る事項	<p>「ウィズコロナ」の生活の中、食事のテイクアウトやデリバリーまた、キッチンカーによる移動調理販売の業者者も増えています。キッチンカーではお金の受け渡しをする販売と調理作業が限られた狭いスペースの中でおこなわれることもあり、その衛生管理は消費者にとって大変気になる部分です。食品衛生責任者による HACCP の考え方を取り入れた衛生管理方法の徹底を図るよう、事業者への助言、指導をお願いします。また店舗と異なり販売者が移動する事業形態であるため、購入後の問い合わせが難しい場合も生じます。屋号、連絡先などが一目でわかるよう、消費者に分かりやすく表示することも指導項目としてください。</p>
9	第4の3「連携体制の確保」(1)(2)(3)	<p>食品の流通・加工の技術進展により、広域的、散発的な事案が増えています。特にコロナ下の今、食品の流通が国内外から通信販売やインターネット販売でと一層広がりを見せていることもあり、今後も食中毒の広範囲での散発化も想定されるところです。都道府県等の関係者による横断的な情報共有を迅速にはかれるよう食中毒調査支援システム(NESFD)の積極的な活用と県民への迅速な注意喚起、情報提供を求めます。</p>
9	第4の4「試験検査実施期間の体制の整備」(1)信頼性の確保(2)技術研修等の実施	<p>保健所、衛生研究所では、コロナ禍において業務が逼迫しており、他部署からも応援の職員が配置されるなど、日々の業務負担が増大していると伺っております。新型コロナウイルス感染症への対応は大変重要なことですが、日々の食の安全への防御も同様と認識しております。職員の皆様の技術向上、技術研修等の実施と共に、監視指導業務の維持・推進のための体制の強化、職員の増員をお願いいたします。</p>
10	第9「県民等への情報提供及び意見の交	<p>改正食品衛生法に伴う「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の考え方は、家庭内での食品管理や食中毒予防にも通じます。ぜひ、消費者への紹介・学習等の機会を増やしてください。</p>

	換（リスクコミュニケーション）の実施に関する事項	<p>食の安全に関する情報「チーバくん食の安全・安心メール」など様々な形で情報発信をされていることは、大変意義ある取り組みだと評価します。これからも消費者に情報を届けるため、SNS など新しい情報発信ツールの活用を推進してください。あわせて受信者を増やすために、県民向けに様々な場面での発信ツールの紹介をお願いします。</p> <p>食品衛生・食の安全施策を進めていくためには、事業者はもとより県民・消費者との連携が欠かせないと考えます。対面の活動が難しい今、オンラインでの学習会などコロナ下での新たなリスクコミュニケーションのあり方を検討していただくよう、強く要望いたします。</p>
17	第10の「食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項」4 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応（1）（2）	<p>「いわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）」やサプリメントはインターネット販売などで手軽に購入、利用できることもあり、医薬品成分を含む「いわゆる健康食品」摂取による健康被害事例が後を絶ちません。指定成分等含有食品だけでなく、新たな成分含有食品にも注視していただくようお願いいたします。速やかな被害情報の収集と対応、特に医薬品成分の確定及び含有の有無、GMP（Good Manufacturing Practice・適正製造規範）の遵守の有無、表示の真正性など、監視の強化をお願いします。</p> <p>現在、消費者への「いわゆる健康食品」に関する情報は不十分と考えます。特に被害情報は厚生労働省のホームページだけでなく、県民に対する注意喚起情報として県からも逐次情報発信をお願いします。</p>
18	第11 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関する事項の3	<p>HACCP に沿った衛生管理の実施については、引き続き事業者の実情や扱う食品の特性等を踏まえ、丁寧な技術支援と実現可能な方法で円滑に導入されるよう進めていただくことを要望いたします。特に小規模事業者にはそれぞれの事情に合わせ、事業者が困惑しないよう「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」についての丁寧な説明と細やかな支援をお願いします。</p> <p>また、HACCP 導入が食品衛生のレベルアップに貢献し、消費者にとって有益であることが広く周知されるよう、消費者に対する広報での情報提供や説明会・学習会等の開催等、積極的なリスクコミュニケーションを要望いたします。</p>
19	第12 食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上に関する事項1、2	<p>食品衛生法の改正により自主管理が基本となる食品衛生管理において、食品衛生管理者、食品衛生責任者がその職務を果たせるよう、定期的な講習や指導、相談や助言の機会を増やして下さい。</p> <p>今後は食品衛生に関する項目だけでなく、HACCP に沿った衛生管理の状況や食品表示の真正性など、多岐にわたる定期的な監視指導や助言等が必要になると考えます。職員の資質向上はもちろん、食品衛生監視員や食品衛生推進員を含め、指導・支援・助言ができる人材の育成がより一層必要になると考えます。専門家の育成、増員を要望いたします。</p>

以上